

●扶養に入れる場合の添付書類(一覧)

			所得証明書の写し	非課税証明書の写し (前年から無収入の方)	続柄入り世帯全員の住民票※マイナンバー記載あり (発行日から6ヶ月以内)の写し	婚姻日がわかるもの (婚姻受理証等)の写し	母子手帳の写し	配偶者の収入がわかるもの (源泉徴収票等)の写し	雇用保険受給資格者証の写し*1	退職日記載された源泉徴収票の写し (雇用保険未加入者)	退職手当金の源泉徴収票の写し (雇用保険未加入の公務員)	年金証書・改定通知書・支払通知書等の写し (年金受給者)*2	確定申告書の写し(自営業者)*3	直近3ヶ月の収入がわかるもの (給与明細書等)の写し	在学証明書(発行日から3ヶ月以内) または学生証の写し	口述書	直近3ヶ月の送金確認書類 (別居・世帯分離されている方)	在留カードの写し(外国籍の方)*4	
配偶者	婚姻	無職	◎	○または○								○						○	
		退職		○または○					○	○	○		○						○
		就労(収入限度額内)		○または○									○	○	○				○
	退職		◎						○	○	○							○	
	就労(収入限度額内)		◎									○	○	○				○	
雇用保険受給終了後			◎					◎				○						○	
子	出生					◎	□											○	
	中学生以下			◎			□											○	
	高校生			◎			□								◎			○	
	高校卒業後の学生	働いたことのない方			◎			□								◎			○
		働いたことのある方	○		◎			□	○	○					○	◎	◎	○	○
学生以外	○または○		◎			□	○	○					○	◎	◎	◎	○		
孫*5				◎														◎	
兄弟 実父母 姉妹	無職	○または○	◎	◎								○						◎	
	退職	◎		◎					○	○	○	○						◎	
	就労(収入限度額内)	◎		◎								○	○	○				◎	
その他 義父母	無職	○または○	◎	◎			□					○						◎	
	退職	◎		◎			□	○	○	○	○	○						◎	
	就労(収入限度額内)	◎		◎			□					○	○	○				◎	

◎...必ず添付

○...該当する場合は必ず添付

□...配偶者が扶養に入っていない場合、配偶者の収入がわかるものを必ず添付

*1 雇用保険に加入されていた方は、失業給付受給の有無を確認します。

*2 年金収入は、障害者年金・遺族年金・企業年金・恩給も含まれます。

*3 収入額が、年間収入 130万円未満:月額108,334円未満 であることがわかるものを準備ください。
180万円未満:月額150,000円未満

*3 自営業収入は、経費等控除前の「収入金額」で確認しており、経費等は認めておりません。

*4 在留許可が1年以上の場合に限ります。

*5 孫の両親の収入がわかるものを必ず添付してください。

※ご注意ください!
住民票等の取得の際には、**マイナンバー記載ありのもの**をお願い致します。

【認定年月日について】

健康保険法施行規則により、被扶養者となるためには、原則として5日以内に健保へ届け出ていただく必要があります。

やむをえない理由で遅れた場合、事由発生日*から30日以内にすべての書類が揃って健保が届出を受理した場合は、事由発生日を認定年月日としますが、30日を経過した場合、すべての書類が揃って健保が届出を受理した日が認定年月日になります。

*事由発生日とは→扶養されなければならない事実が発生した日

【送金確認書類について】

送金確認書類は、「振込明細書の写し」または「現金書留の写し」となります。

同一口座でカードと通帳を別に行っている場合や、手渡し等は一切認められません。

「送金」として認められないもの→手渡し/水道光熱費の領収書/クレジットカードなどの支払明細書/通帳のコピー

【注意事項】

被扶養者の認定にあたっては、被保険者に扶養義務および扶養能力があるのか、他に扶養義務者はいないのか、継続して経済的援助を行なっているのか、認定対象者の生計の実態や自活の有無など、扶養に係る社会通念等を総合的に勘案して審査しています。

申請の内容により、記載されている書類以外に別途必要な書類を求められることがあります。